

卷之三

五錢活字ニテ	五行廿四字結	自一 百十一 三十一 三十一行以上	十 九 八 錢 大錢五厘 五錢八厘五毛 五 五	一行三付 二日以上付 三日付 七日以上付 十日以上付 十六日以上
			十 九 八 錢 大錢五厘 五錢八厘五毛 五 五	一行三付 二日以上付 三日付 七日以上付 十日以上付 十六日以上

如し國會いよ／＼開設して議場に相争ふの日よりは
假令へ内閣は政黨外に超然たる可しこと云ふと雖も議會
の議決が自ら政府の政策に影響す可とは必然の勢より
て議場に多數を制するものは内外よりても亦有力者た
る可きものなれば今日の政治社會に黨派の聲援は在朝
在野ともよく可らずして政府に立て政策を行ふも民
間に在て其政策を勧かさんとするも頼みとする所は均
しく黨派聲援の強弱如何に在るものと覺悟せざる可
らず左れば黨派の聲援は今後の政治社會より可らざ
るものとして専その黨派を作り聲援を得んとするには
如何ある手段方法に依る可さや聞く所より據れば西洋諸
國の所謂政黨には夫々の主義綱領ありて一黨の人々は
何れも之を目的に運動するよしなれども今我國の黨派
は果して斯の如くあるや否や從來世間より政黨の名を唱
へ主義は斯々なり綱領は云々なりなど吹聴したるもの
あきにあらざれども其所謂主義綱領なるものを見るよ
甚だ漠然として若しも其文面のみを目的として運動す
るには何か物足らぬ心地して實際適従する所を知らざ
るの情なきにあらず蓋し我國の文化は西洋諸國に比す
れば猶は幼稚の域を脱せず隨て政黨の如きも主義を以
て開結するの機運未だ到らざるものにして今日の實際
上より見れば日本の政黨團結は漠然たる主義綱領を以
てするよりも寧ろ人に依る便利となすの觀あきよわ
らず例へば彼の自由黨と云ひ改進黨と云ひ將た近來の大同團結あと云ふものゝ如き何れも一定の主義綱領あるには相違あかる可しと雖も其運動の實に就て見れば
黨派の盛衰消長は首領たる人物の出處進退よ開するが
如くなれば目下の機運に於て黨派の分立は先づ主義に
依らすして人物も頗るものと覺悟して可なるべし人或
は今の時は人物崇拜の時代にあらずあと云ふものあれ
ども其質あるは争ふ可からずして自由黨に板垣伯と云
ひ改進黨に大隈伯と云ひ又大同團結の後藤伯、自治黨
の井上伯の如き何れも維新の功臣として天下一般の崇拜
する所なればうの今日の主義技術は兎も角も所謂人
間の勢より乗するものよ爰て此人間は其朝に在ると野に
在るとと問はず其身に隨從して天下に重きをなすが故
に今の黨派が之に依て分るゝ其利害得失の談は擗き時
の勢に於て事實致方なきものと觀念せざるを得ず右の
次第にて維新功臣の人間が天下に重きを成すの事實は
人の變はざる所なれども又今日の政治社會より人間
よりよ更に一番勢力の疊ぶる者間に左者よりは

とを忘る可らず蓋し人間は單に其人物の名望を景慕けず
て之を尊信するものなれば其勢力も亦名望の及ぶ限
なれども所謂藩閥に至ては其勢力決して此より止まらず
數百年來一藩政治の下に結合凝固したる其團結の力に
依頼するものにして殊々維新以來二十餘年間隱然、力
を政治上より逞ふし曾て衰減の色々は世人の共認
される所なれば今後若しも其固有の結合力を利用して現然
競争の場より縱横するにも至らば其勢力固より人間の比
に非らずして天下亦より當る者ある可らず近時の難
を察するより前より述べたる如く在朝在野を問はず黨派の
聲援を要するの有様にして政治の事より疎遠なる神道
家佛教家などの種類さへも猶ほ團結云々を口にするの
時節より際し我輩の臆測を以てすれば今日より隱然たる態
の結合が現然其形を世間より顯すの機も餘り遠うらず
る可しと斷定せざるを得ず抑も政黨の論を譲ずるゝ當
りては人より依て黨を分つゝ我輩の感服せざる所なる
に況して舊藩政治の結合を以て今日の政治社會より
を成さんとするに至りては政黨の性質より見て議論の
限にあらざれども然れども世間滔々人に依て黨を成す
の今日より當りては藩閥黨の現出も亦敢て怪しむに足ら
ず日本相應の現象なりとして之を看過し眞實の政黨論
は之を他年の後に譲るの外あるべからんのみ

明治二十一年(五月)勅令第三十號衛戍條例中病院武庫監獄各職官表改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名御璽
明治廿二年
三月三十日
陸軍大臣伯爵大山巖
内閣總理大臣伯爵黒田清隆

○關令第十四號
舊成條例中病院貯庫監獄各職官表別表ノ通改正ス（別
表略ス）

明治廿二年
三月卅一日
内閣總理大臣伯爵黒田清隆
大藏大臣伯爵松方正義

土地臺帳規則施行細則

第一條 土地臺帳へ市町村ニ區別シ土地ノ字番號地目段別等級地價地租所有者及質取主ノ住所氏名ヲ登録スヘシ○**第二條** 土地臺帳記載ノ所有者質取主ノ住所氏名ニ異動ヲ生スルトキハ其時々之ヲ届出ヘシ○**第三條** 土地臺帳ノ原本ヲ請求セントスルモノハ其請求者ニ

子數料ナ添ヘ市へ府縣廳町村へ屬廳郡役所ニ申出ヘシ
○第四條 土地臺帳ノ謄本ヲ請求レタルトキハ左ノ離
形ノ如ク記載シ之ヲ下付スヘレ
○警察令第十四號

第十條 刪除
第十一條 但書改正
但容器ハ検査ヲ經タルモノニ非レハ使用スルヲ得
ス
明治廿二年
警 廉 總 監 沢 田 平 內

東京府知事令第十五號
關稅第六號參照
警察令第六號關稅下水收縮規則(明治三十年四月十四日)抄譯
第十條 厕尿運搬時間八日沒ヨリ日出送トス但運搬人ハ提燈ヲ携フ可
シ但失火ノ發故セナル時遇ト起ムモノハ其處ニ依リ特ニ第十條制限

警察令第十五號
座敷引手茶屋賦金徵收規則左ノ通定ム
明治廿二年四月一日
警視總監折田平內

横濱港郵便汽船發着
出發日：四月七日
着地：イリオヂ
船名：香港
來着日：四月八日